

懲罰特別委員会委員長報告

第一回 9月13日 陳謝文の朗読

9月4日本会議場において、木暮弘元議員の不適切発言を議会運営委員会で、質したところ適切な回答がなかった。発言の取消及び訂正を一定の期間に申し述べることを伝えたが、取り消しをしない旨議長に報告がありましたので、木暮弘元議員を除く11名にて、懲罰特別委員会の設置となりました。

委員会に付託された「木暮弘元君に対する懲罰の件」について、審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

9月4日木暮弘元議員の一般質問の質疑に関する中で、法第132条(※2)、規則第53条(※4)、第101条(※5)に照らし合わせて議会の品位を著しく貶める発言をしたことは、法や会議規則に反すると、思われ、その部分として、

「議会を愚弄し、町民を欺く行為」、「二重申請、二重取り」、「不祥事」発言は、上記、法、会議規則に抵触すると思われる。

審査をおこなった結果、木暮弘元君の一般質問における発言は、法132条及び規則第53条、第101条に触れる行為である。木暮弘元議員の発言は、事実と異なる部分があり、議会全体に不信感を与え、あたかも議会の監視機能(チェック)が働いていないような発言により不正や不祥事が隠ぺいされたかのよう

陳謝文

「私は、9月4日の本会議における、一般質問の発言中に不穏当な言辞を用い、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責に顧み、誠に申し訳ありません。

一般質問中の「不穏当発言」を含む文言に関する部分の発言の取消を願い出ます。

議会並びに関係者の皆様に対してお詫び申し上げるとともに、ここに深く反省し、誠意を披歴して陳謝いたします。」

第二回 9月17日 3日間の出席停止

懲罰特別委員会は、13日及び17日に委員会室301において、本委員会に付託された「木暮弘元君に対する懲罰の件」について、審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

「(表)の陳謝文の朗読とすべきと決しました。木暮弘元議員による「陳謝文」は、べきと決しました。

甘楽西部環境衛生施設組合
甘楽西部環境衛生施設組合
合議会定例会が8月29日に開催されました。

・専決処分 平成24年度甘楽西部環境衛生施設組合補正予算(第4号)
全会一致で可決

・24年度決算認定について
全会一致で可決

・25年度補正予算(第1号)
全会一致で可決

うに議会全体を貶める発言であり、議会の品位を著しく貶めた。

よって、木暮弘元議員に対して、法第135条1項(※3)により全会一致をもって懲罰を行い、法第135条1項、規則第112条(※6)の規定により、陳謝文の朗読を、す

るべきと決しました。木暮弘元議員による「陳謝文」は、べきと決しました。

懲罰特別委員会は、13日及び17日に委員会室301において、本委員会に付託された「木暮弘元君に対する懲罰の件」について、審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

木暮弘元議員は、9月13日開催の議会本会議場において、議会、全会一致をもって採決をされた、陳謝文の朗読を議長の名に従わず、陳謝文の朗読を拒否したことは、皆さんご承知のこととあります。秩序ある議会運営を行ううえで誠に遺憾であります。法第129条(※1)第132条、規則第101条、第108条に照らし合わせて議会の秩序、品位を低下させたことは、明らかな行為であります。

委員全員出席のもと、慎重な審査をおこなった結果、木暮弘元議員の行為は、法第129条、第132条、規則第101条に触れる行

《参照》

- ※1 法第129条
→ 地方自治法第129条(議場の秩序)
- ※2 法第132条
→ 地方自治法第132条(品位の保持)
- ※3 法第135条
→ 地方自治法第135条(懲罰の種類)
- ※4 規則第53条
→ 下仁田町議会会議規則第53条(発言内容の制限)
- ※5 規則第101条
→ 下仁田町議会会議規則第101条(品位の尊重)
- ※6 規則第112条
→ 下仁田町議会会議規則第112条
(戒告又は陳謝の方法)
- ※7 規則第113条
→ 下仁田町議会会議規則第113条(出席停止の期間)